

平成28年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[商標]

【問題Ⅰ】

商標法第6条第2項に規定される「商品及び役務の区分」、並びに指定商品及び指定役務に関して、以下の設問に答えよ。

- (1) 「商品及び役務の区分」について簡潔に述べ、さらに、商品及び役務の類似の範囲との関係を説明せよ。
- (2) 指定商品及び指定役務について、出願時、審査・審判時、登録後のそれぞれにおける条文上の取扱いを列挙し、簡潔に説明せよ。

【35点】

【問題Ⅱ】

甲は、商標**イ**について、**a**と**b**を指定商品とし、**X**国における平成27年6月1日を出願日とする商標登録出願を基礎とするパリ条約に基づく有効な優先権の主張を伴う商標登録出願**A**を同年8月31日に行った。

乙は、**Y**国における商標**ロ**にかかる商標権を基礎とし、**a**を指定商品とするマドリッド協定議定書に基づく国際登録を平成27年2月18日に受けた。その後、**乙**は**a**を指定商品として、日本国を領域指定する当該国際登録についての事後指定による商標登録出願**B**を同年6月2日に行い、同年8月29日に商標登録を受け、同年9月29日発行の商標掲載公報に掲載された。

また、**乙**は、当該商標権の登録後、当該商標を使用する自己の商品**a**について、大々的にテレビ等のメディアを通じて広告を行った結果、商品**a**に使用する登録商標**ロ**は、短期間で需要者の間に広く認識される商標となった。

そこで、**乙**は、平成27年10月30日に登録商標**ロ**と同一の標章**ハ**について**b**を指定商品とする防護標章登録出願を行い、同年12月24日に防護標章登録を受けた。

その後、**甲**は、商標登録出願**A**について、**乙**の登録防護標章**ハ**が引用された、商標法第4条第1項第12号に該当するとの拒絶理由の通知を受けた。

以上の事実を踏まえ、現時点が、商標登録出願**A**に対する拒絶理由通知の応答期間内であることを前提として、以下の設問に答えよ。

ただし、商標登録出願**A**が商標法第4条第1項第12号に該当するとの認定には誤りはないものとし、**甲**と**乙**の出願はいずれも不正の目的が認められないものとする。また、セントラルアタックによる商標**ロ**に係る**乙**の国際登録の取消し及び**甲**と**乙**との交渉は考慮しないものとする。

- (1) **甲**が商標登録出願**A**について、指定商品**a**のみの商標登録を受けるための法的措置を説明せよ。

(次頁へ続く)

(2) 甲が商標登録出願Aについて、指定商品 a 及び b の双方の商標登録を受けるための法的措置を説明せよ。

【65点】